

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七十七号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の四中「一年」を「年度ごと」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該家庭的保育事業等について次の各号のいずれかに該当する場合には、実地の検査に代えて、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適當と認められる場合

二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと思われる場合

第三十八条中「一年」を「年度ごと」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該児童福祉施設について次の各号のいずれかに該当する場合には、実地の検査に代えて、必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適當と認められる場合

二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと思われる場合

附則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 加藤 勝信